

# 岐阜県公報

第 五 十 四 号  
令 和 元 年 十 一 月 八 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課)	三三三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	三三四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三三四
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	三三五
指定介護機関の廃止の届出	(同)	三三七
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	三三七
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	三三八
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(同)	三三九
道路の区域変更	(道路維持課)	三三九
道路の供用開始	(同)	三四〇
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課)	三四〇
公共測量の実施	(用地課)	三四〇

### 岐阜県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つかはら 医院	各務原市那加楠町四五 六八	令和元・八・一
ごしま 歯科	各務原市鵜沼各務原町六丁目九番 一号	同
東堀クリニック	本巣郡北方町若宮一丁目七番	令和元・九・一
藤井 医院	多治見市笠原町一九六六番地一	同
クスリのアオキ川島薬局	各務原市川島河田町三七八番地一	同
オリーブ薬局 北方店	本巣郡北方町若宮一丁目一一	同

スギ薬局 各務原東店	各務原市蘇原瑞雲町四丁目一番地	同
V・drug タチャ 各務原薬局	各務原市蘇原東島町四丁目三二	同
ピノキオ薬局 鷗沼東店	各務原市鷗沼東町一丁目九三番一	同
V・drug ひだ駅西薬局	高山市岡本町二丁目五八二	同
あちわ内科胃腸科	各務原市鷗沼東町一丁目一三三	令和元・九・一七

岐阜県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期限
株式会社エリッククス	可児市広見二三五九二九	訪問看護事業所 ゆら	可児市広見二三五九二九	令和元・九・一
医療法人ORA LISIS	揖斐郡池田町番井二五番地二	訪問看護ステーションくついで	揖斐郡池田町番井二五番地一	同

岐阜県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	廃止年月日
つかはら医院	各務原市那加楠町四五六八	令和元・七・三一
医療法人社団紫水会 藤井病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三三八番地	令和元・八・三一
医療法人社団 修友会 藤井医院	多治見市笠原町一九六六番地一	同
ピノキオ薬局 美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古井五四七	令和元・七・三一
シンコー薬局 鷗沼店	各務原市鷗沼東町一〇四	令和元・八・一九
ひだ薬局 駅西店	高山市岡本町二丁目五八二	令和元・八・三一
あちわ内科胃腸科	各務原市鷗沼東町一丁目一〇二	令和元・九・一六

岐阜県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 和光会	岐阜市寺田七丁目九五番地	認知症対応型共同生活介護	ファミリーケア本業	本業市三橋鶴舞九八番地	令和元・五・一
同	同	認知症対応型共同生活介護	同	同	同
同	同	小規模多機能型居宅介護	ファミリーケア本業つくいす庵	同	同
同	同	介護予防小規模多機能型居宅介護	同	同	同
社会福祉法人 新生会	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	短期入所生活介護	サンビレッジ新生苑	揖斐郡池田町本郷一五〇一番地	令和元・七・一
同	同	介護予防短期入所生活介護	同	同	同
有限会社 大垣ケアサービ	大垣市林町八丁目五三	居宅介護支援事業	有限会社 大垣ケアサービ	大垣市林町八丁目五三	令和元・八・一
社会福祉法人羽島郡福寿会	羽島郡笠松町田代六二一番地の一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム「サイド笠松園」リバ	羽島郡笠松町田代六二一番地の一	令和元・九・一

岐阜県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留帰邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留帰邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留帰邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留帰邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇



同  
新 大垣市木戸町二三番地一  
旧 大垣市竹島町七七番地

介護予防  
訪問看護  
同

新 大垣市木戸町二三番地一  
旧 大垣市竹島町七七番地

同

岐阜県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和元年十一月八日

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

社会福祉法人 新生会

揖斐郡池田町本郷一五〇一番地

居宅介護支援事業

サンビレッジ・ケアマネジ  
メントセンター（エ）

揖斐郡池田町本郷一五〇一番地

平成三〇・六・三〇

同

同

居宅療養管理指導

訪問看護ステーション  
ンビレッジ新生苑

同

平成三〇・九・三〇

同

同

介護予防  
居宅療養管理指導

同

同

同

同

同

認知症対応型通所  
介護

デイサービスセンター  
じさい

同

平成二八・一一・三〇

株式会社アピスファーマシー

大阪府茨木市高田町一  
一

居宅療養  
管理指導

アピス薬局みずほ店

瑞穂市本田五五六一

令和元・九・三〇

同

同

介護予防  
居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

金 武 雅 英 ひだまり治療院 各務原市蘇原伊吹町三二二 令和元年十一月八日

矢野 治 樹 矢野 治 樹 大垣市津村町一四五五 令和元年十一月八日

岐阜県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町鷺巣字薬師山一六七九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字合川四〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字一ノ木八八二の一、八八七の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一ノ木八八二の一・八八七の一三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四〇九九の二二から四〇九九の二〇まで、四〇九九の二三から四〇九九の二六まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	可土岐線	土岐市泉町久尻字石砂酒二四三二番二〇地先から同市同町同字同二四三二番一九地先まで	前	六・五 一四・三	一〇一・六	
			後	六・五 二二・一	一〇一・六	

岐阜県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 区	間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域又は 決定又は 変更の告知 年月日 ほか）
恵那線 八百津線	恵那市笠置町河合字 栃久保一 六七二番五地 先地内			四六〇	令和 元・二・八	平成 三〇・二・九

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

中山間地域総合整備事業

揖斐谷汲地区  
（暗きよ排水）

平成三一・三・一五

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
瑞穂市
- 二 作業種類  
公共測量（三級基準点測量）
- 三 作業期間  
令和元年十月二十八日から  
令和元年十二月二十三日まで
- 四 作業地域  
瑞穂市

令和元年十一月八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社